

# 健康診断の受診者が病院の屋上（屋根あり）の通路上に存在した 水たまりに足を滑らせて転倒したことについて 医療機関の責任が認められた事例 —医療機関が注意すべき工作物責任とは—

## メディカルオンライン医療裁判研究会

### 【概要】

健康診断のために病院を訪れた受診者(女性, 50代)が, 院内の健康診断会場でスリッパに履き替えただうえで, レントゲン検査を受けるために別室に移動して検査を受けた後, 同会場に戻るため病院屋上の通路を通る際に, 通路上に存在した水たまりに足を滑らせ転倒した事案である。

受診者は, 病院を運営する医療法人に対して損害賠償を求めたところ, 裁判所は, 当該通路がスリッパを履いていることもあり得る健康診断受診者が安全に通行することができる性状を欠いた状態にあったとして, 転倒について病院の責任を認め, 請求の一部を認容した。

キーワード:健康診断, 工作物責任, 転倒, 屋上

判決日:東京地方裁判所令和4年1月27日判決

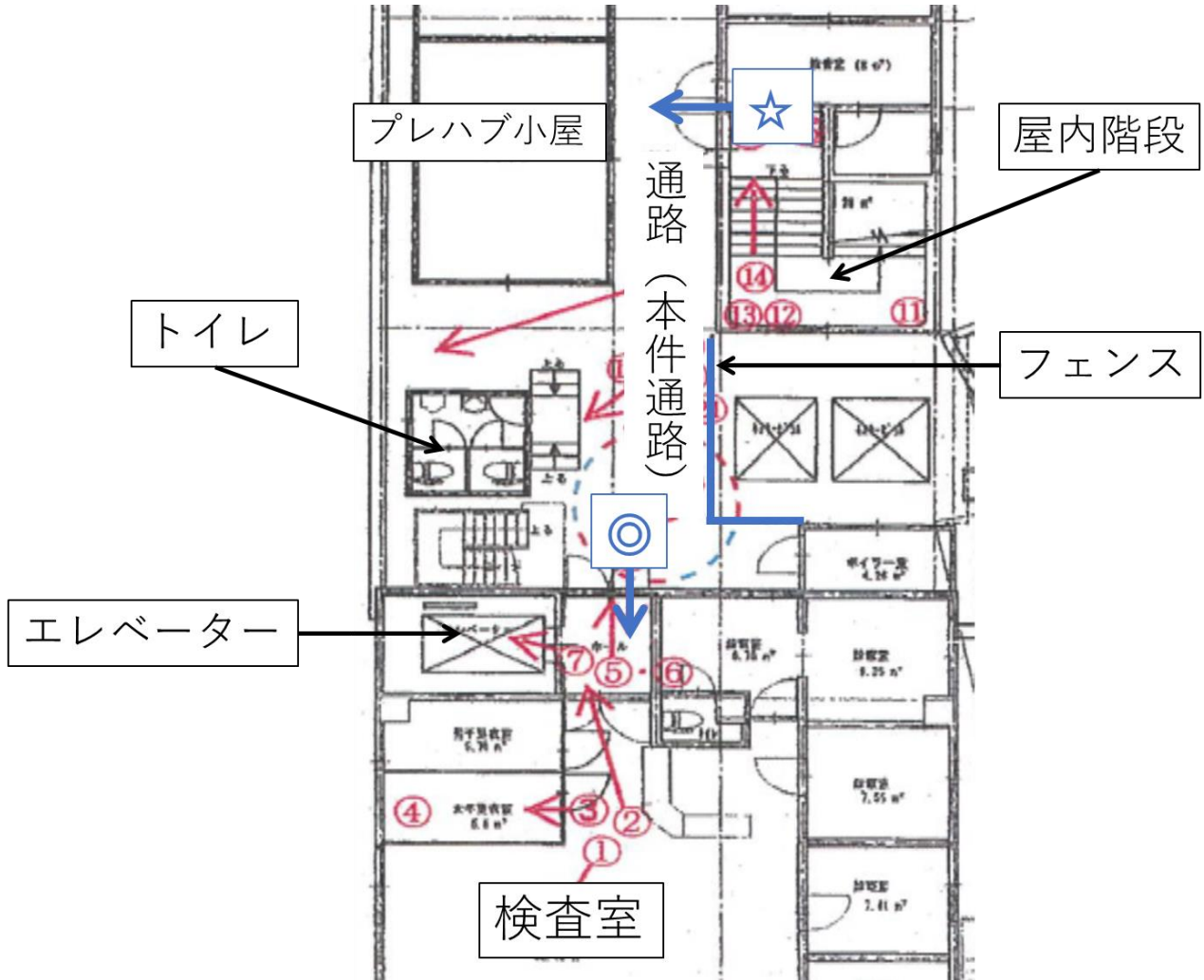
結論:一部認容(299万2390円)

### 【事実経過】<sup>1)</sup>

年月日	経過
平成29年 12月9日	受診者A(女性, 50代)は, 健康診断のためにH病院を受診した。 Aは, 受付担当者から健康診断会場のある4階までエレベーターを利用するよう指示されたが, 1基しかないエレベーターがなかなか来なかったために, 屋内階段を利用して4階まで向かった。
	Aは, 一度4階に到着したものの, 健康診断会場がわからなかったため, 引き返したところ, 3階で理学療法士であるOに声を掛けられ, Oと共に再び屋内階段を利用して4階に行き, 別紙図面☆部分に所在している扉を開けて屋上に出て, 屋上に設けられた通路(以下「本件通路」という)を進行し, 別紙図面◎部分に所在する扉を通して健康診断会場に到着した。 そして, Aは, スリッパに履き替え健康診断を受けた。
	Aは, レントゲン検査のためにエレベーターで3階に行き, 検査後, 再度4階に上がるためにエレベーターを待っていたが, エレベーターがなかなか来なかったことから, 先ほどと同様に屋内階段で4階に上り, 本件通路を通して健康診断会場に戻ろうとした。

本件通路を歩行していたところ、通路上に存在した水たまりに足を滑らせ転倒して左肩をぶつけ、左上腕骨頸部を骨折した(以下「本件事故」という)。

【別紙図面 (H病院4階屋上)】



【本件通路の状況】

本件通路は屋上に位置し、その床材は、光沢があり、H病院の屋内階段の床材と同系色である。なお、後述するとおり、裁判所は床材について「濡れると滑りやすくなる材質のものであったと考えられる」としている。

本件通路の左側には、プレハブ小屋、トイレ、外階段、H病院職員の下駄箱が設置され、ソファやテ

ーブルが置かれており、外階段を除き、本件通路を含め4階左側外周部分まで屋根が設置されているが、同外周部分は外部に開放されている。

本件通路の右側には別紙図面直線の青線で示される部分にフェンスが設置され、屋根とフェンスの隙間は板状のもので塞がれているものの、同部分は外部に開放されている。

## 【争点】

- ・ 本件事故が H 病院の設置または保存の瑕疵によって生じたといえるか(工作物責任の有無)
- ・ 損害の算定にあたって A に考慮すべき過失の有無について(過失相殺の成否)

## 【裁判所の判断】<sup>1)</sup>

### 1. 本件事故が H 病院の設置または保存の瑕疵によって生じたといえるか

本件事故当時、屋内階段を利用して 4 階に行くことや本件通路への立入禁止の表示はされていなかったことに加え、H 病院のエレベーターが 1 基しかなく、4 階が健康診断会場となっていたという客観的な状況からすると、本件通路は、本件事故当時、本件病院の職員以外の者、とりわけ健康診断受診者が、エレベーターの待ち時間を嫌い、屋内階段を利用して扉から立ち入り、健康診断会場へ続く経路を探すために通行することがあり得る通路となっていたと認められる。

また、本件通路を含めた H 病院 4 階部分左側に広く屋根が設置されており、本件通路右側部分に設置されたフェンス部分は開放されているものの、屋根とフェンスの間の隙間に板状のものが設置され風雨の進入を一定程度防止するだけの設備が設けられていた上、本件通路の床材が光沢を帯び、濡れると滑りやすくなる材質のものであったと考えられる。そうすると、本件通路に風雨によって通行の妨げとなる事象が発生した場合、その事象が放置されることが本件通路の場所的環境からして自然であるとも言い難い。

以上の諸点をふまえると、降雨の影響によって生じた水たまりの存在した本件通路は、スリッパを履いていることもあり得る健康診断受診者が安全に通行することができる性状を欠いた状態にあったと評価するのが相当であり、降雨の影響によって本件通路に水たまりが存在していたことは H 病院の保存の瑕疵に該当するといえることができる。

したがって、本件事故は、H 病院の保存の瑕疵によって生じたと認められる。

### 2. 損害の算定にあたって A に考慮すべき過失の有無について

A が、スリッパを履いた状態で本件通路に進入したことについては、本件事故の発生前に、O に案内されて本件通路を通行していたこと、スリッパは H 病院の指示で履いたものであったことからして、A の異常な行動と評価し難い。

一方で、本件通路に屋外への開放部分があったこと自体は A も認識し得た状態にあり、足元が必ずしも安定しないスリッパを履いていた以上、完全な屋内での通行よりも慎重な通行が必要であったとは言い得るから、A が本件通路の床面を注視して通行した場合には、本件事故の発生を回避しえたといえることはできる。しかし、周囲が屋根で覆われ、ソファやテーブルも配置された本件通路の周辺状況や、本件通路の床材が屋内階段の床と同系色であったことからすれば、A が屋外であることを意識して慎重に通行しなかったとしても、そのことを過度に重大視することは相当と言え難い。

これらの事情をふまえると、本件事故の発生についての A の過失割合は 2 割とするのが相当である。

## 【コメント】

### 1. はじめに

建物等土地の工作物の不備によって他人に損害が生じた場合には、占有者または所有者が損害を賠償する責任を負うとされており、これを「工作物責任」という。医療機関における事故というと、医療行為や療養管理に起因した事故が取り上げられることが多いが、本裁判例のように、病院施設の不備によって生じる事故も、様々な人が出入りする医療機関としては気を付けておくべき事故の一類型である。そこで、どのような場合に医療機関に工作物責任が生じるかに

ついて今一度確認していただくために本裁判例を紹介する。

## 2. 医療機関における工作物責任について

### (1) 工作物責任(民法 717 条)とは

民法 717 条 1 項は、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない」として、建物等の不備によって損害が生じた場合の占有者および所有者の責任を定めている。ここでいう「設置又は保存に瑕疵がある」とは、工作物が「通常有すべき安全性を欠く場合」をいうとされる。例えば、建物の外壁が崩れかけて落下する危険性がある状態や、危険物の周りに設置されたフェンスに穴が空いており幼児が通ることが可能な状態等がこれに該当し得る。

### (2) 本裁判例の判断

本裁判例は、スリッパを履いている健康診断受診者が本件通路を通行する可能性があったと認定したうえで、本件通路に風雨を防止する設備が設けられていたことや床の材質が濡れると滑りやすくなるものであったこと等から、水たまり等本件通路に風雨によって通行の妨げとなる事象が発生した場合、その事象が放置されることは自然ではないと評価した。そのうえで、水たまりが放置されていた本件通路の状態は、スリッパを履いていることもあり得る健康診断受診者が安全に通行することができる性状を欠いた状態にあった、すなわち、スリッパを履いていることもあり得る者が通行する通路として「通常有すべき安全性を欠いたものである」と判断している。

このように、「設置又は保存に瑕疵がある(=通常有すべき安全性を欠いている)」か否かの判断は、工作物の構造、用法、場所的環境および利用状況等個別具体的な事情をふまえて判断されるものであり(後述

の東京地裁平成 29 年 2 月 15 日判決等参照)、院内に存在した水たまりを原因とする事故であるからといって必ずしも「瑕疵がある」とされるわけではない。本裁判例では、本件通路や利用が想定される者の状態から本件通路において水たまりが放置されることは自然ではないと評価されたのであり、例えば、水たまりが存在していたのが、外庭等水たまりが存在することが想定できる場所であったり、職員以外の立入りが想定されていない通路であれば、結論が異なった可能性も十分考えられる。

### (3) 医療機関における工作物責任が問題となった事故について

医療機関において工作物責任が問題となる事故は度々生じている。

訴訟により争われた事案としては、本件のような床が濡れていたことによる転倒事故のほか、

- ① 両下肢麻痺を有する患者が病室の窓から転落した事故(高知地裁平成 7 年 3 月 28 日判決)
- ② 足の不自由な患者が院内の廊下を歩行中に設置してあった防火扉の取っ手をつかんだところ、防火扉が患者に向かって閉じて接触し患者が転倒した事故(福島地裁会津若松支部平成 12 年 8 月 31 日判決)
- ③ 患者が診察室の床上の配線コードにつまづいて転倒した事故(東京地裁平成 16 年 3 月 31 日判決)

等があり、いずれも医療機関に工作物責任が認められている。他にも、近年では、医療機関ではないが、認知症対応型の介護施設において認知症の患者が施設を抜け出そうとして 2 階の窓から飛び降りた事案につき、施錠方法が不十分であったとして施設に工作物責任が認められており(東京地裁平成 29 年 2 月 15 日判決、東京高裁平成 28 年 3 月 23 日判決等)、認知症専門病棟を有する医療機関においては窓の施錠方法について特に注意を要する。

医療機関においては、上記の事案を参考に、実際

の利用状況等をふまえて、安全性が確保されているかどうか(例えば、職員以外の立入が予定されていない場所における立ち入り禁止表示等)、院内を今一度確認することが望ましい。また、万一何らかの障害により安全性を欠くような状態が発生した場合に速やかに障害を排除することができるよう、定期的な巡視や清掃等、常日頃の保守管理も重要である。

### 【参考文献】

1) ウェストロー

### 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [No.65 スポーツ施設の管理者の法的責任\\*\\*\\*](#)
- ・ [医療安全における転倒予防～リハビリテーションと転倒予防～\\*\\*](#)
- ・ [診療所での医療安全の取り組み\\*\\*](#)
- ・ [病院、施設が抱える訴訟リスクとその管理\\*\\*](#)
- ・ [医療施設の安全・安心に関する事例調査報告\\*\\*](#)

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。